

ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業制度のお知らせ

新潟県福祉保健部健康対策課

新潟県は、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された患者さんが適切な医療を早期に受診するとともに、早期治療につなげるため、フォローアップ事業および検査費用を助成する事業を行います。

下記要件にあてはまる方で、初回精密検査・定期検査を受けた方は費用の助成を受けることができますので、請求の手続きをおとりください。

◆ フォローアップ事業について

同意をいただいた方には、保健所が医療機関の受診状況の確認を行います。また、相談会や講演会等がある際にお知らせいたします。

◆ 検査費用助成について

1 初回精密検査助成について

以下の要件全てに該当する方に対し、初回精密検査費用を助成します。

- (1)新潟県内に住所を有している方
- (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の方
- (3)1年以内(※1)に県及び新潟市が行う肝炎ウイルス検査又は市町村が行う健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診において陽性と判定された方(県の協力病院で行われる肝炎ウイルス検査含む)
- (4)県及び新潟市が実施するフォローアップ事業の参加に同意していただける方

※1:初回精密検査の助成対象となるのは、請求日(保健所で検査費用を請求する日)から1年以内に肝炎ウイルス検査又は肝炎ウイルス検診で陽性の判定をされた(結果通知を受け取った)方が、初めて精密検査を受けた場合です。

2 定期検査助成について(助成回数:年2回(初回精密検査を含む))

以下の要件全てに該当する方に対し、定期検査費用を助成します。

- (1)新潟県内に住所を有している方
- (2)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の方
- (3)肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)と診断された方
- (4)住民税非課税世帯に属する方、又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- (5)県及び新潟市が実施するフォローアップ事業の参加に同意していただける方
- (6)肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方

注:所得により自己負担額が生じる場合があります(下表参照)

階層区分	自己負担額(1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する方	0円	0円

裏面あり

◆ 請求手続きについて

最寄りの保健所に
提出してください

初回精密検査費用の請求

下記①②③④を提出してください。

定期検査費用の請求

下記①②③④⑤⑥⑦(⑧⑨)を提出してください。

提出書類	書類の説明
① 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書 (※2)	最寄りの保健所にあります
② 医療機関の受診状況等に関する調査表	
③ 肝炎検査費用請求書	
④ 領収書の原本 及び 診療明細書	医療機関から発行されます
⑤ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書 (※3)	医療機関・最寄りの保健所にあります
⑥ 世帯全員の住民票の写し (※4)	市町村役場で発行 (直近のもの)
⑦ 世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類 (※4)	
申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者は市町村民税課税年額の合算対象から除外できますので、その確認のため、	
⑧ 定期検査費用の助成における市町村民税額合算対象除外希望申請書 (※4)	
⑨ 請求者及び配偶者と除外対象者の被保険者証の写し を提出してください。(※4)	

注：対象者以外の方が請求する場合は、委任状の提出が必要です。

※2：以前に初回精密検査又は定期検査費用の支払いを受けた方は添付省略ができます。

※3：以前に定期検査費用の支払いを受けた方（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）は添付省略ができます。

※4：同一年度内で、2回目の申請又は肝炎治療特別促進事業の受給者証交付の後本申請を行う際に、以前の申請時と同様の内容の書類である場合は添付省略ができます。

◆ 申請窓口・問合せ先

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
村上保健所地域保健課	958-0864	村上市肴町 10-15	0254-53-8368
新発田保健所医薬予防課	957-8511	新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9651
新津保健所地域保健課	956-0032	新潟市秋葉区南町 9-33	0250-22-5174
三条保健所医薬予防課	955-0046	三条市興野 1-13-45	0256-36-2362
長岡保健所医薬予防課	940-0861	長岡市沖田 3-2711-1	0258-33-4932
魚沼保健所地域保健課	946-0004	魚沼市大塚新田 116-3	025-792-8612
南魚沼保健所医薬予防課	949-6680	南魚沼市六日町 620-2	025-772-8142
十日町保健所地域保健課	948-0054	十日町市高山 857	025-757-2401
柏崎保健所地域保健課	945-0053	柏崎市鏡町 11-9	0257-22-4112
上越保健所医薬予防課	943-0807	上越市春日山町 3-8-34	025-524-6134
糸魚川保健所地域保健課	941-0052	糸魚川市南押上 1-15-1	025-553-1933
佐渡保健所地域保健課	952-1555	佐渡市相川二町目浜町 20-1	0259-74-3403
新潟市保健所保健管理課	950-0914	新潟市中央区紫竹山 3-3-11	025-212-8194

◎問合せは、新潟県福祉保健部健康対策課感染症対策係（電話025-280-5200）でもお受けしています。

◆ 初回精密検査可能医療機関について

県のホームページをご覧ください。上記へ問い合わせ下さい。